

山口県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

制定 平成 3年 3月
改正 平成15年10月
改正 平成18年12月
改正 平成30年 3月
改正 平成31年 3月
農 林 水 産 部

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理を確保するために必要な事項を定め、もって農薬による被害を防止するとともに、県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号以下「法」という。）第2条の2第1項に規定する農薬をいう。
2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営し、又は直接に管理運営する者（当該ゴルフ場の造成工事が着手された場合の当該工事の発注者を含む。）をいう。

(登録農薬の使用及び表示事項の遵守)

第3条 事業者は、農薬を使用する場合は、法第3条第1項又は法第34条第1項の規定により登録された農薬を使用するものとする。
2 事業者は、農薬を使用する場合には、法第16条に規定する範囲、使用方法、使用上の注意事項等の登録に係る表示事項を遵守するものとする。

(農薬の購入)

第4条 事業者は、農薬を購入するときは、法第3条の規定により登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第17条の規定による届出のある農薬販売者から購入するものとする。

(農薬使用量の低減)

第5条 事業者は、農薬を使用する場合は、当該ゴルフ場における病害虫等の発生実態を十分把握するとともに、効率的な防除を実施し農薬使用の低減に努めなければならない。

(水質汚濁性農薬の使用禁止)

第6条 法第26条の第2項の規定により指定された農薬は、本県のゴルフ場では使用してはならない。

(防除の委託)

第7条 事業者は、病害虫防除等を委託する場合においても、人畜、水産動植物、周辺環境等に害を与えることなく、安全かつ適正に農薬を使用しなければ

ばならない。

(危被害の防止対策)

第8条 事業者は、農薬を使用するときは、気象条件、地形、周辺の水利状況等の環境条件に十分配慮し、周辺住民、水産動植物、水道水源、農作物、ゴルフ場利用者、農薬散布従事者等に対する危被害防止対策を講じるものとする。

(農薬使用管理責任者の設置)

第9条 事業者は、当該ゴルフ場の職員の中から、当該ゴルフ場における農薬の使用及び管理上の責任者(以下「農薬使用管理責任者」という。)を選任し、設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により農薬使用管理責任者を設置又は変更したときは、速やかに別記様式第1号により知事に報告するものとする。

(農薬使用管理責任者の職務)

第10条 農薬使用管理責任者は、農薬の使用に係る日誌を作成し、記録するとともに、3年間保存しなければならない。

2 農薬使用管理責任者は、農薬受払簿を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録するとともに、3年間保存しなければならない。

(農薬の保管及び管理)

第11条 事業者は、盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を鍵のかかる場所に保管する等農薬の適正な保管及び管理に努めなければならない。

2 使い残した農薬、空容器等は、適切に処理しなければならない。

(水質の監視及び保全)

第12条 事業者は、ゴルフ場の調整池に魚類を飼育する等、ゴルフ場内の水質の監視を常時行わなければならない。

2 事業者は、ゴルフ場の区域から公共用水域へ排出される地点(以下「排水口」という。)等において、当該ゴルフ場で使用している農薬の濃度を、年2回以上当該農薬の使用量が多い時期に測定するとともに、測定結果を3年間保存しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により測定した結果を、別記様式第2号により、毎年1月20日までに当該ゴルフ場の所在地を区域とする市町長を経由して知事に報告しなければならない。

4 事業者は、排水口における農薬の濃度が、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の一部改正」(平成30年11月30日付け環水大土発第1811301号環境省水・大気環境局長通知)に定められた指針値(以下「指針値」という。)を超えた場合は、知事の指導を受けて、農薬の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

(農薬使用に伴う事故発生時等の措置)

第13条 事業者は、農薬使用に伴う事故発生時並びにゴルフ場若しくはその

周辺環境に異常が認められ又はその恐れのある場合は、直ちに別記様式第3号により県及び市町に報告するとともに、その原因を究明し適切な措置を講じなければならない。

(ゴルフ場関係者の資質向上)

第14条 事業者は、知事の実施する研修会等に積極的に参加しなければならない。

2 事業者は、農薬使用管理責任者、その他農薬の使用に携わる者を、県及び関係団体の実施する研修、講習等に積極的に参加させ、それらの者の資質向上を図らなければならない。

(ゴルフ場の自主的な取組)

第15条 事業者は、第3条から第14条に掲げる内容を盛り込んだ農薬使用管理に係る基準を策定し、農薬の安全かつ適正な使用管理に関する自主的な取組みを積極的に推進しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により策定または変更した基準を、別記様式第4号により当該ゴルフ場の所在地を区域とする市町長を経由して知事に報告しなければならない。

(立入検査)

第16条 知事は、関係職員に、必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況及び帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

(指導及び勧告)

第17条 知事は、ゴルフ場の排水口における農薬濃度が「指針値」を超えた場合、取水施設がゴルフ場に近接する水道の水道水中の農薬濃度が「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)に定められた「水質管理目標設定項目」の目標値を超えた場合等には、事業者に対し、農薬の使用に関し必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 知事は、前項に定めるほか、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理、周辺環境の保全等のため必要があると認める場合には、事業者に対し、指導または勧告を行うものとする。

3 市町長は、当該市町内のゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用、周辺環境の保全を確保するため、事業者に対し、県と連携の上指導を行うものとする。

(市町及び関係団体との連携)

第18条 知事は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、市町及びゴルフ場関係団体に対し、農薬に関する情報を提供する等密接な連携を図るものとする。

(その他)

第19条 知事は、この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必

要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。